

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

1 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	令和元年度 配水情報システム機器保守 業務委託	各種施設管 理ー通信設 備保守点検	三菱電機プラントエンジニアリ ング株式会社 西日本本部	¥1,518,000	令和2年1月10日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度 配水情報システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、配水情報システム（以下「システム」という。）の部品の定期交換を含む機器保守を行い、機能維持を図るものです。

当該システムは、三菱電機株式会社が独自に開発したものであり、当業務によりシステムの機能の維持及び保証を行うには、システムの全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本業務の履行にあたり現在稼働中の本システムに障害が発生した場合には、流量・水圧テレメータの運用状況・異常情報等の確認業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

当該事業については三菱電機株式会社から三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システム異常が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5572）